

目 次

I. 危機管理の基本	2
II. 学校事故などへの対応	3
III. 危機の予防対策	4
IV. 対策	
1. ハラスメント（セクシャルハラスメント、パワー・ハラスメント）	4
2. いじめ	6
3. 自殺（未遂）	8
4. 不審者情報・侵入者	10
5. 校内盗難	12
6. 授業中の事故	13
7. 災害（学内・実習）	14
8. 暴力	17
9. 薬物	19
10. 感染症	22

I. 危機管理の基本

1. 危機管理の目的

ここでいう危機管理とは、学校法人阪和学園錦秀会看護専門学校（以下学校）の教育目標達成を阻害する要因の是正に向けて、学校が以下の目的をもって組織的に取り組むことである。

- 1) 学生及び教職員の生命や心身の健康、安全を守ること。
- 2) 迅速な対応で被害を最小限度に抑え、学校を安定した状態に保つこと。
- 3) 教員と学生及び保護者との信頼関係を保つこと。
- 4) 学校に対する地域住民や不眠からの信頼を得ること。

2. 学生指導にかかわる危機管理の主な内容

- 1) 学生の問題行動や事故などの予測による未然防止
- 2) 学生の問題行動や事故への対応
- 3) 学生の問題行動や事故等の再発防止

3. 危機に対する事前の準備

- 1) 教職員・保護者との信頼関係の構築
 - (1) 危機的状況以外の時の教職員の意識が重要
- 2) マニュアル等の全教職員による共通理解の徹底
 - (1) 危機発生時における円滑な対応を可能にする
 - (2) 時機に応じて内容、手順を検討して見直しを図る
- 3) 情報の収集とその有効活用
 - (1) 学生一人一人の理解に努める
 - (2) 客観的な情報を多方面から収集する
- 4) 学生・保護者との信頼関係の構築
 - (1) 日常の教育活動を通して信頼関係を構築する
- 5) 指導記録の整理と蓄積
 - (1) 問題の発生防止と発生時の適時・適切な対応を図るために、指導記録を整理・蓄積し、分析をおこなう

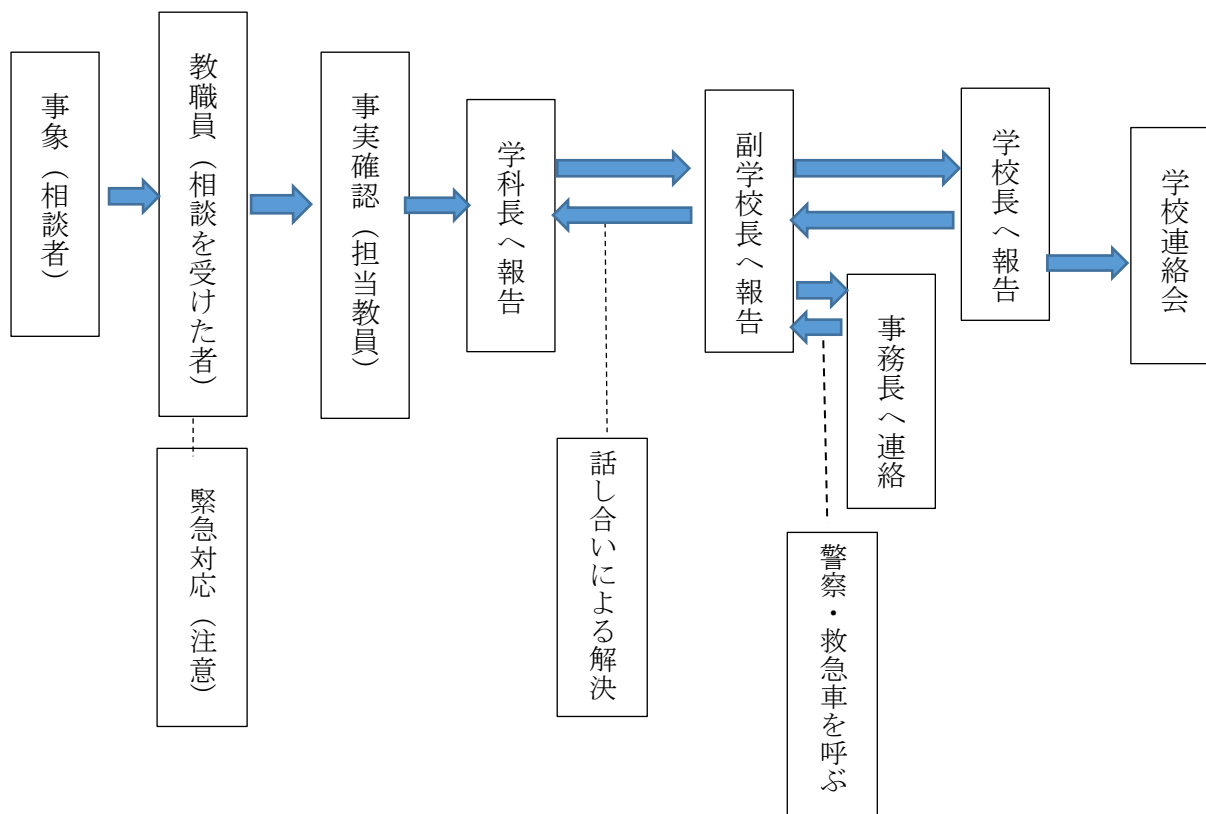
4. 事象への対応

危機的状態に対応する場合には、常に最悪の状態を想定することが必要である

- 1) 迅速かつ慎重な初期対応
 - (1) 初期の対応が以後の展開を大きく左右することから、特に重要である
 - (2) 指揮系統の明確化
 - ・ 管理者のリーダーシップ（副学校長）
 - ・ 「報告・連絡・相談」の徹底（全教職員）
 - (3) 役割分担の明確化
 - ・ 全教職員により組織的に対応する

- ・校内における対策会議（小委員会）等の活用を図るw
- (4) 客観的な情報のもとでの行動
- ・憶測による行動を避け、客観的な情報をもとに多角的な視点から分析して行動する

指揮系統基本図



II. 学校事故への対応

1. 状況把握

- 1) 連絡を受けた教職員は直ちに現場に出向き、「立入禁止」の掲示をするなど、現場保存の措置を行い、事故の状況を把握し、副学校長に速やかに報告する。
- 2) 副学校長は学校長に報告する。
- 3) 副学校長は全教職員に事実を伝え、事件に関する情報を収集するとともに、その他の被害について調査を指示する。また、被害を受けた学生に対しては、担任から被害の状況等について確認する。
- 4) 副学校長は事故の発生があった場合は、教職員・学生に事実を伝え指示する。

2. 関係機関との連携

状況によっては、警察（110番）に通報する。警察の捜査が終わり、現場を保存する必要がなくなった時点で、現場の復旧措置を行う。

3. 情報の収集と一元化

事件の経緯や状況について、可能な限り情報を集め正確な事実関係を把握し、記録をする。

Ⅲ. 危機の予防対策

1. 施錠等の管理の徹底

- (1) 教室の管理責任者（各学科確認）は、退勤時に施錠できるように確認しておく。
- (2) 最終退勤者（事務職員）は、校舎の施錠を確認する。
- (3) 学校への侵入は構造上容易なので、備品や私物の保管場所に十分配慮する。
- (4) 事務職員が出勤しない日（土曜日、休日の臨時出勤）は、予め事務所と打合せる。

2. 学生に対する指導

- (1) 学校に不必要な現金や貴重品を持参しない。
- (2) 盗難の被害に遭わないために貴重品については、自己管理するよう日頃から指導する。
- (3) 心身の健康を自己管理するよう日頃から指導する。

3. 来校者の確認

- (1) 来校者の通常出入口を1階に限定し、来校者の名前、人数、来校時間等を確認し、名札の着用を義務付ける。
- (2) 来校者に対し教職員が進んで挨拶や用件の確認、必要に応じて案内するなど、日頃から来校
 - 1) 2階の玄関からの来校の場合は1階事務所へ案内する。
 - 2) 講師の場合は、講師控室へ案内し名札を渡す。
 - 3) 教職員も名札を着用し、来校者に対し教職員であることを明示する。
 - 4) 不審者の侵入により被害が続く場合は、警察にパトロール強化を依頼する他、被害の日時や場所のデータを分析し、傾向を把握する。

4. 感染予防対策（新型コロナ・インフルエンザ等）

- 1) マスクの着用・手洗い・手指消毒
- 2) 蜜を避けるため、学生登校数や登校時間などを調整する
- 3) リモートでの授業・分散授業を調整する
- 4) 陽性が診断されたら出席停止扱いとする
- 3) 休校や学科閉鎖が行われる場合は、学生（保護者）への緊急連絡等の初期対応を行う
- 5) 陽性者の人権を保守する

Ⅳ. 対 策

1. ハラスメント（パワーハラスメント、セクシャルハラスメント）

1) ハラスメントの基本的な考え方

(1) ハラスメントの定義

ハラスメントとは相手に対して行われる「嫌がらせ」のことで、地位や権力などを背景に相手に嫌がらせを行うパワーハラスメントや、男女問わず性的な嫌がらせを行うセクシャルハラスメント等様々な種類のハラスメントがある。ハラスメントは行う方の意思の有

無に関係がないため、たとえ本人にそのつもりがない場合でも相手を傷つける行為、不利益を与える行為などはハラスメントに該当する。

①セクシャルハラスメントとは、

「就学する上での関係において相手の意に反する性的な言動により、相手に不快感や不利益を与えることなどをいう。なお、セクシャルハラスメントに該当するかどうかは、その言動を意図して行ったか否かではなく、基本的には言動の受け手がそれを不快に感じるかどうか判断の基準となる。」

②パワーハラスメントとは、「上の立場にある者が、言動や威圧的な態度などによって、相手の人格を傷つけるような言動・行為」をいう。

2) ハラスメントの基本的な考え方

- (1) ハラスメントを受けた者の救済方法を考え、早急に対応する。
- (2) ハラスメントを行なった者は自分の行為がハラスメントに該当すると自覚していないことも考えられる。そのため、その時の状況を詳しく聞き指導する。
- (3) ハラスメントを防止するためには、研修などによる教職員の意識を向上させる。
- (4) ハラスメントの相談を受けたときの対応ができるよう準備する。
パワーハラスメントの行為類型としては、次のものが挙げられる。

- (1) 暴行、傷害（身体的な攻撃）
- (2) 脅迫、名誉棄損、侮辱、ひどい暴言（精神的な攻撃）
- (3) 隔離、仲間外れ、無視（人間関係からの切り離し）
- (4) 業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害（過大な要求）
- (5) 業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと（過小な要求）
- (6) 私的なことに過度に立ち入ること（個の侵害）

3) 相談係を置き相談体制の確立

- (1) 教員2名で対応する
(セクシャルハラスメントの場合は、同性の教員が同席する。)
- (2) 相談時間や相談場所などに配慮するとともに、関係者の人権やプライバシーを尊重し守秘義務を遵守する。

「相談した職員や学生、相談内容の事実確認に協力した職員や学生が不利益な取扱いを受けることがないようなものとするとともに、その旨を職員や学生に明確に周知することが必要である。」

(3) 相談者から事実関係の確認をする。

- ①相談者の主張を傾聴する。
- ②互いの関係性はどのようなものであるか。
- ③ハラスメントがいつ・どこで・どのように行われたか。その後の対応はどうしたのか。
- ④他に相談したか。 ⇒担当した者は、表情や言動・行動について観察する。

- ⑤上記の内容を記録しておく。
- (4) ハラスメントを行なったとされる教職員から事実確認をする。
 - ①相談者の主張を傾聴する
 - ②必要時ハラスメントとはどういうことか指導する。
 - ③事実確認後ハラスメントが判明した場合、双方の関係性を解決する方法を考える。
- (5) 双方からの事実確認後ハラスメントと判断できない場合は、第3者から事情を説明し、事実関係などを確認する。
- (6) 相談者に対する説明をする。
 - 確認した事実関係を伝え、今後の具体的な対応や方針について、相談者に説明する。
- (7) 学院連絡会への報告
 - ハラスメントの相談対応を行った場合は、その状況を学校運営会議に報告する。
- 4) 未然に防止するための対策
 - (1) 人権意識のための研修の充実を図る。
 - (2) 学校内の全職員がハラスメントを正しく理解し、共通認識をもつこと。
 - (3) 相手や状況によって、同じ言動でも受け止め方異なることを認識すること。
 - (4) 職員1人ひとりが自らの言動などの持つ意味や重みを意識すること。
 - (5) 学生の私情やプライバシーに必要以上に踏み込まない。
 - (6) ハラスメントについて常に問題意識を持つこと。
 - (7) 職員間でコミュニケーションをとり、風通しの良い職場づくりを心がける。

2. いじめ（学校いじめ対策）

1) いじめ防止に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

平成2年度から「いじめ」とは、「学生に対して、当該学生が在籍する学校に在籍している等、当該学生と一定の人的関係のある他の学生が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった学生が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、学生の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

（いじめ防止対策推進法より）

(2) 重大事態の定義（法第28条第1項）

「いじめにより当該学校に在籍する学生の生命心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（「生命心身財産重大事態」という。）

(3) 「いじめにより当該学校に在籍する学生等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」

重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識すること。(不登校など。)

2) 未然防止のポイント

(1) 教職員、学生の人権意識を高める

- ①教職員自身の人権尊重を貫こうとする意識や信念、姿勢、人権意識を高める。
- ②学生の人権を尊重する態度を養える機会を計画し、人権意識を高める。
- ③学生間のいじめに対する共通理解と望ましい関係づくりを推進する。
- ④いじめ問題について、家庭や地域社会と連携して学生の変化をしっかりと把握し、一人一人にきめ細やかな関心を向ける。
- ⑤学生が話しやすい雰囲気づくりを進めるとともに、校内の教育相談体制を充実させ、校内にてカウンセリングの場や機会があることを学生や保護者へ知らせる。
- ⑥学生の悩みや不安に対して、その解消が図られるまでスクールカウンセラーと連携をして、心のケアに努め、継続した校内カウンセリングを実施する。

3) 学校の基本的姿勢

- (1) 学校の設置者及び学校は、いじめを受けた学生やその保護者のいじめの事実関係を明らかにし、何があったのかを知りたいという切実な思いを理解し対応に当たること。
- (2) 学校の設置者及び学校として、自らの対応にたとえ不都合なことがあったとしても、全てを明らかにして自らの対応を真摯に見つめ直し、被害学生・保護者に対して調査の結果について、適切に説明を行うこと。
- (3) 重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、いじめの事実の全容解明、当該いじめの事案への対処及び同種の事案の再発防止が目的であることを認識すること。
- (4) 学校の設置者及び学校は、詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からないと いうことを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断をしないこと。状況を把握できていない中で断片的な情報を発信すると、それが一人歩きしてしまうことに注意すること。また、被害者である学生やその家庭に問題があったと発言するなど、被害者・保護者の心情を害することは厳に慎むこと。
- (5) 特に、自殺事案の場合、学校外のことで学生が悩みを抱えていたと考えられるとしても、自殺に至るまでに学校が気づき、救うことができた可能性がある。したがって、いじめが背景にあるか否かにかかわらず、学校の設置者及び学校として、適切に事実関係を調査し、再発防止策を講ずる責任を有しているということを認識すること。
- (6) 被害学生・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、学校の設置者及び学校が、可能な限り自らの対応を振り返り、検証することは必要となる。それが再発防止につながり、又は新たな事実が明らかになる可能性もある。このため、決して、被害児童生徒・保護者が望まないことを理由として、自らの対応を検証することを怠ってはならない。重大事態の調査は、被害学生・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明

らかにしないまま行うことも可能であり、学校の設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進めること。決して、安易に、重大事態として取り扱わないことを選択するようなことがあってはならない。

(7) 以上のことを踏まえた上で、学校の設置者又は学校は、被害学生・保護者に対して自発的・主体的に、詳細な調査の実施を提案すること。

3. 自殺（未遂）

1) <大学生の自殺対策ガイドラインの基本理念より>

自殺を個人的な問題とみなす限り、学校として自殺対策に手を差し伸べることは困難であると思われる。自殺を最終的に決行するのは個人であるにしても、その自殺を促したり抑えたりする社会的な要因も存在している。「自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるものではなくその背景に様々な社会的要因があることを踏まえ、社会的取り組みとして実施されなければならない」（自殺対策基本法第2条：基本理念）とされる。学校における個人的・社会的リスク要因に普段より注意を払うことは、何よりも自殺を防ごうとする教員の決意を強化することにつながり、この自殺防止の意識向上が学校においても自殺対策の根幹をなすものになると考えられる。

2) 定義と分類

(1) リスク要因 学校に特有のリスク要因

①学校生活不適応（不本意入学、孤立、不登校、ひきこもりなど）

②学業不振（学業成績不良、留年、頻繁な欠席、実習記録類の未提出など）

③自殺関連事項

（虚無的・厭世的な思考、絶望感、希死念慮や自殺念慮、自殺企図や自殺未遂の既往など）

④精神疾患（うつ病性障害、統合失調症、睡眠障害、心気症などの神経症性障害など）

⑤喪失状況（愛情対象の喪失、経済的困窮、家庭内不睦、近親者の死別など）

⑥アルコール・物質（薬物）乱用

⑦重大な対人被害（ハラスメント、深刻ないじめなど）

3) 未然防止のポイント

(1) 相談しやすい雰囲気づくり

(2) 学生のサインに気づくことができる校内体制をつくる。

①「学校全体で学生を教育している」という視点に立ち、情報を共有できる体制をつくる。

②教員やスクールカウンセラーをはじめ、図書館司書や事務職員、校務技術員など全職員が学生の救いを求める声を聞く。

(3) 教職員の役割分担、担当教職員の相談体制にて一人で抱え込まない。

(4) 学生との関係を急に切らない。

(5) 学校内での守秘の原則を徹底する。

4) 対応の在り方（関係者や学内支援者との連携）

(1) 情報共有

①関係者や学内支援者への対応：

- ・関係者や学内支援者の心の動揺を緩和するために、自殺対応の現状や、親しいものの自殺に直面した時に起こる心身反応について、自殺対応会議などで専門職員から説明を受ける

②関係者や学内支援者の協力：

- ・相談を受けたときにしっかりと話を聞き取ることができるように指導教員に対する研修を行う。
- ・学内の作業や活動がハイリスク者の自殺危険性を高めることがないよう適切な配慮を払う必要がある。専門職員のコンサルテーション、ハイリスク者の長期休養明けの復学時の自殺対応会議などを立ち上げて、復帰プログラムについて協議し協力を求める

③相談窓口整備

- ・精神科医との連携、臨床心理士、自殺対応講習受講終了の看護師
- ・スクールカウンセラー（相談員）

⑤面接の実施

- ・スクールカウンセラー（専門職員）がハイリスク者の面接を行う
- ・既存の自殺危険因子評価表等を使って判定する

⑥時間外の対応

- ・家族の介入や社会資源の利用を考慮する

⑦ハイリスク者の受診同意が得られない場合の対応

- ・最も対応の困難な状況である本人、家族、学校、地域などの特徴を勘案して対応を検討する必要がある

5) 自殺企図・未遂・完遂に対する対応（自殺完遂の発生時）

(1) 学校執行部に報告と同時に消防署に救急車の出動要請をする

(2) 家族（遺族）到着時、関係職員が丁寧に対応、発見時の状況や対処について説明する

(3) 関係者、ことに親しい友人などの群発（連鎖）自殺を防ぐためのサポート体制をとる

(4) 関係職員が中心になり自殺の原因究明の情報収集、自殺対応会議で再発防止対策の検討

6) 集団面談での留意点

- (1) 関係者の反応が把握できる人数で集まる（10人以下）で、自殺について事実を中立的な立場で伝える。事実を隠蔽するのではなく淡々と伝え、事実を知ること強い動揺を示すものがいれば個別相談を受けるよう働きかける。個人を極端に美化する発言は避けるべき群発自殺の発生に注意する

7) 遺族への事後対応

原則的には以下のことを参考に、学校の実情に応じて適切に対応する必要がある

- (1) 関係者や学内支援者は個人をいつまでも忘れることなく、故人を思い起こすときはいつも深い悲しみを抱いていることを遺族に伝える
- (2) 遺族が学校に対して不信感や怒りを抱いている、あるいは学校の対応に不満を表す時には誠実に事実を伝え即答できない時には後日回答することを伝える
- (3) 強い心理的ショックから心身の不調がみられる時には専門職員に相談できることを伝える
- (4) 自殺後の事務的な手続きについて説明するが、ショックのため困難場合は可能な範囲で助力する

* いじめが背景にあると疑われる自殺・自殺未遂である場合は

「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省。以下「背景調査の指針」という。）参照。

4. 不審者・侵入者

1) 事前対策

(1) 施設管理上のポイント

①来訪者への案内表示

・来訪者が目的の場所にスムーズに行けるよう、学校内の案内図の整備に努める。

②施設の点検・整備

・建物や部屋の扉、窓、施錠設備、外灯等の設備について日常的に点検するとともに必要に応じて補修する。（修理が必要な場合は事務所へ連絡する）

・死角の原因となる障害物を排除し、敷地内の視界をできる限り確保する。
（不要物の除去、草刈、樹木の剪定等）

・使用頻度の低い部屋の施錠をしておく。（点滴や注射針などの医薬品の棚は施錠する）

・校門などに、「関係者以外立ち入り禁止」の看板や立て札をする。

(2) 日常の対応

①来訪者の身元を明らかにする。（来訪者は名札をつけてもらう）

②訪問目的がはっきりしない場合や、態度に不審がある場合は、職員間で情報伝達の手段を決めて実行する。

③声かけ

・教職員は、来訪者に対して、「こんにちは、どちらにご用ですか」「どのようなご用件でしょうか」等の声かけを積極的に行う。

・来訪者に声かけをした場合は次の点に注意する。

* 要件が伝えられるか、正当なものか、保護者なら学生の学年・氏名が答えられるか

④日常の対応

玄関での対応

・受付を無視したり、退去に応じなかったり、また、暴力的な言動があった場合は

ただちに不審者として110番通報し、学生から隔離する。

- ・危害を加える恐れがある場合は、不審者が興奮しないように、丁寧に落ち着いて対応しながら、面談室に案内、隔離する。その際、対応者は身を守るため入口近くに位置し、扉は開けたままにする

通常授業の対応

- ・教員が教卓の防犯ブザーを作動する。
- ・学生には、教室から退去するようアナウンスし、同時に教員自身も退去する。
(非常勤講師にはあらかじめ不審者侵入時の対応についてオリエンテーションを行い同様に行動する)

式典等の場合

- ・発見した教員が退去するようアナウンスし、学生・家族・来賓を安全に誘導し同時に教員自身も退去する。

④パトロール

- ・教職員による校内巡回を年2回程度行う。
- ・必要に応じ、学校周辺の巡回を行う。(現在、事務室で行っている)

2) 教職員の安全管理意識の向上

(1) 通報訓練

- ①警察または消防に事前承諾を得た上で、教職員が実際に110番や119番に通報訓練を行う。
- ②不審者対応訓練 (1回/年 全校生対象の防災、防犯訓練の実施している)
 - ・警察の指導・助言を得て、対応訓練を行う。
- ③負傷者が出た場合の訓練を行う。
(看護学校として、教員、学生は応急手当や心肺蘇生の方法を履修している)

5. 校内での盗難

1) 危機発生時の対応

(1) 状況把握(学生に起因する場合)

- ①どのような状況で盗難が発生したのか被害学生から盗難届を提出させ、情報を集めるほか、他クラスの授業の様子や遅刻・早退の状況も把握する。
- ②広く学生に情報提供を求めるなど情報を収集する。
- ③各教室の巡回など、これまでの管理状況を確認する。
- ④被害学生に対する他学生の関わりなど、盗難の背景について分析する。
- ⑤人権やプライバシーを配慮しながら、慎重に事情を聴取する。その際に心理的に圧迫感を与

えないように配慮する。

- ⑥情報を得て、盗難実行者を特定する場合は、その学生への指導機会を得るために行うことを全教職員で共通理解する。
- ⑦被害学生の保護者に連絡し、被害の状況について説明し自己管理の徹底について協力を求める。

2) 緊急（応急）措置

- (1) 早急に、事件の概要について教職員で共通理解を図り、盗難時の状況を確認する。
 - ・警察に被害届けを提出するかどうかは被害学生による。
- (2) 関係機関との連携
 - ・悪質な場合や頻発している場合は、警察と相談のうえ対応する。
- (3) 情報の一元化
 - ・事件の経緯や状況について、可能な限り情報を集め、正確な事実関係を把握し記録する。
- (4) 上記内容を保護者に連絡する。

3) 危機終息後の対応

- (1) 原因の究明
 - ①事件調査の記録をもとに事件発生の原因や問題点を明らかにし、それらの反省と改善について、全教職員の共通理解を図る。
 - ②盗みを行った学生が明らかになった場合には、盗難事件の事実のみならず、その交友関係や家庭環境など、その背景についても把握するように努める。
- (2) 支援・援助
 - 盗難事件に関わった学生の間で不信感が解消されるように、相互の置かれた立場や心情を理解できるような支援を行う。
- (3) 心のケア等
 - ①被害学生には、共感的に関わるとともに、再発防止に向けて真剣に取り組むことを伝える。
 - ②盗難実行者を特定した場合
 - ・本人の行為の重大性を認識させ、謝罪について共に考えながら指導する。
 - ・叱責や処罰のみに終わることなく行為に至った背景について共感的に聞き取り、共に考え指導する。
- (4) 学生全体の指導
 - 被害の程度により、学生全体に指導を行う。その際、事実を説明するとともに、学生相互に不信感が生まれたり、憶測により事実が歪曲されたりすることのないように注意する。
- (5) 再発防止
 - ①盗みは犯罪であり、許されないことであることを明確に示すとともに、盗難事件に対する学校側の断固とした姿勢を示す。（学生便覧に添う）
 - ②貴重品の管理や不必要な金品の学校への持ち込みについて、注意の喚起を促す。

4) 危機の予防対策

(1) 学生理解の充実

日頃から学生とのふれあいを通して、一人ひとりの表情や言動の変化を捉える。
必要時、早めに面接などの機会を設ける学生把握に努める。

6. 授業中の事故

1. 応急処置

- ・原則として担当教員が判断し、病院受診が必要な場合は実施する。
- ・学校保健室で対応可能な場合は、保健室で対応する。
- ・事故が頭部の場合は、病院での診察が望ましい。

2. 生命に関わる事故の場合

- ・救急車の要請
意識喪失、ショック症状、けいれん、激痛等の状態が持続するときは要請する。
それ以外でも、持病がある場合は要請する。
- ・事故発生とその状況を管理者に報告し、管理者から指示を得る。
- ・授業をそのまま続行するかどうかは学校が判断し決定する。

3 保護者への連絡

- ・学校から保護者に連絡する。

4. 他学生への連絡

- ・状況が落ち着いたら他の学生に伝達し落ち着かせる。

5 警察への連絡

- ・事故の報告を行う。

6 当該学生への対応

- ・学校で対応ができる場合は保護者と連絡をとり、学校での対応後に帰宅するか授業に戻るか判断する。
帰宅する場合は保護者に迎えに来てもらうか、タクシー等で対応する。

7 緊急会議の開催

- ・事故発生の原因の分析と今後の対応策について、全教職員が共通理解し役割分担にそって対応する。
- ・対応策は全学生にさくら連絡網で周知徹底する。

8. 事故発生時の状況確認

- ・事故発生時、周囲にいた学生から確認する。
- ・学生を不安にさせない指導をする。

9. 他学生への指導

- ・事故発生時の原因や状況について説明する。

10. 当該学生が入院したり後遺症が残った場合の対応

- ・学生の入院時の見舞いに関する内規に沿って学生を見舞う。
- ・個人情報保護を行いながら、状況を他学生にも伝達する。

7. 災害（学内・実習）

7. 災害（学内・実習）

災害時における危機管理マニュアルは、学校が実施する自然災害（地震及び台風などの風水害）に対する対応は地震防災規程に準じて判断する。

実習時に発生した自然災害に対し、実習調整担当教員は事前に各施設の責任者に相談した上で対応の概要を学生・教員に周知徹底しておくものとする。

1) 災害時の対応

(1) 地震災害などについて

学内において、地震の発生時、校内に学生がいる場合、教員は学生の安全確保・状況把握を行い、学科長に状況の報告し、二次対応（避難指示・誘導）に備え、指示を仰ぐ。

実習時において、地震などの緊急事態が発生した場合、まず、各実習病院（施設）の指導教員及び学生は、自分の身の安全を確保した上で、実習病院の看護師の指示のもとに患者の安全を確保し、次の対応をとることとする。

- ① 各実習病院（施設）の指導教員は、地震（震災）の状況（震度及び震源地、被災状況、実習病院（施設）の被害状況など）について情報を把握する。
- ② 各実習病院（施設）の指導教員は、把握した情報を学科長または、副学校長へ連絡し、地震後の対応について判断を仰ぐ。
- ③ 学科長または、副学校長と連絡が取れない場合、各実習施設指導教員は下記の点に留意し、対応するものとする。

- ・実習病院の構築物に物理的な影響が生じた場合、患者の安全を確保した後、実習病院に実習中止を申し出、控室に待機し、災害状況を確認した後に各自安全に留意し帰宅する。（地震の場合は、公共交通機関が復旧するまで時間がかかる可能性がある。

復旧が遅れることが見込まれる場合は、指導教員・学生ともに行動し各自安全に留意し、帰宅する。）

- ・実習病院の構築物には影響がないが実習病院が医療業務を変更し、緊急医療拠点または、緊急避難場所などになる場合は、患者の安全を確保した後、実習病院に実習中止を申し出、控室に待機し、災害の状況を確認した後に、指導教員・学生ともに行動し、各自安全に留意し帰宅する。

- ・実習病院の医療業務などに影響はないが、公共交通機関などが長時間運休している場合は、実習病院に実習中止を申し出、指導教員・学生ともに行動し各自安全に留意し帰宅する。

- ・地震発生後、実習病院や公共交通機関などに影響がないが、地震警報などが継続して発令されている場合、実習病院に実習中止を申し出、控室に待機し、災害の状況を確認した後に、指導教員・学生ともに行動し、各自安全に留意し帰宅する。
 - ・地震が発生したが、実習病院に影響なく及び公共交通機関も動いていて、地震警報なども発令されていない場合は、そのまま実習を継続する。
- ④ 実習病院（施設）に指導教員が不在の場合は、学生は教員と連絡を取り、現状を報告し指示を仰ぐ。連絡が取れない場合は、上記の判断基準を参考に、学生リーダーは、実習病院の看護師の指示に従って対応することとする。
 - ⑤ 実習中止が決定した場合、本校では、各実習病院（施設）の引率教員および、学生は公共交通機関の状況を調査し、本校に帰ることが可能である場合は、指導教員・学生とも本校まで戻ることとする。公共交通機関が動いていない場合は、実習病院で待機し、公共交通機関の再開状況などを見て各自安全に留意し帰宅する。また、公共交通機関に大きいダメージが発生している場合については、各実習病院（施設）の指導教員・学生ともに徒歩で各自安全に留意し帰宅する。

（２） 台風及び局地的な風水害が発生した場合

校内において、台風及び局地的な風水害の発生し、警報が発令され、校内に学生がいる場合、教員は学生の安全確保・状況把握を教員は行い、学科長に状況の報告し、二次対応（避難指示・誘導）に備え、指示を仰ぐ。

実習時に、台風及び局地的な風水害が発生し、警報（大雨、洪水、暴風）が発令された場合、まず、各実習病院（施設）の指導教員及び、学生は、自分の身の安全を確保したうえで、実習病院の看護師の指示のもとに、患者の安全を確保し、次の対応をとることとする。

- ① 各実習病院（施設）の指導教員は、警報の状況について情報を把握する。
- ② 実習病院（施設）の指導教員は、把握した情報を学科長または、副学校長へ連絡し、警報後の対応について判断を仰ぐ。
- ③ 学科長または、副学校長と連絡が取れない場合、各実習病院（施設）の指導教員は下記の点に留意し、対応するものとする。
 - ・台風の接近や局地的な豪雨（ゲリラ豪雨）が発生した場合で、実習時間終了後も台風の速度から警戒警報が継続して発令されることが見込まれる場合については、警報発令時または、警報発令前に実習中止を決定し、公共交通機関や道路状況を確認し、安全の確認の上、現地解散し学生は帰宅する。
 - ・台風の接近や局地的な豪雨（ゲリラ豪雨）が発生した場合で、実習時間終了後には警戒警報が解除されることが見込まれる場合については、そのまま実習を継続して行う。実習時間終了後は、公共交通機関や道路状況を確認し、安全の確認の上、現地解散し学生は帰宅する。
- ④ 各実習病院（施設）の指導教員が不在の場合は、学生リーダーは、教員と連絡を

取り、現状を報告し指示を仰ぐ。連絡の取れない場合は、上記の判断基準を参考に実習病院（施設）の看護師の指示に従って対応すること。

（3）在宅看護論実習の場合

実習時に、地震及び台風及び局地的な風水害が発生し、警報（大雨、洪水、暴風など）が発令された場合、まず、指導教員及び学生は、訪問看護ステーションの看護師の指示のもと利用者の安全を確保し、次の対応をとるとする。

- ① 引率の指導教員は、災害の状況について情報を把握する。
- ② 引率の指導教員は、把握した情報を学科長または、副学校長へ連絡し、災害後対応について判断を仰ぐ。
- ③ 対策本部は副本部長と連絡が取れない場合、実習を受けている訪問看護ステーションと相談し、実習の中止を申し出、道路状況や公共交通機関の状況を注意しながら学生は安全を確認の上各自帰宅する。
- ④ 引率の指導教員が不在の場合、学生リーダーは教員と連絡を取り、現状を報告し、指示を仰ぐ。教員と連絡が取れない場合は上記の判断を参考に、訪問看護ステーションの看護師の指示に従って対応とする。

（4）火災など第2次的な災害が発生した場合

学内において地震や災害発生により二次的大規模火災が発生した場合、授業を担当していない教員は火災発生場所を確認し、防火管理者に報告するとともに可能であれば初期消火を行う。授業担当している教員は、指示に基づき学生を避難誘導させる。

実習において地震や災害発生により二次的な大規模火災が発生し、実習病院（施設）などから非難する必要がある場合、まず、実習病院（施設）の指導教員及び学生は自分の身の安全を確保した上、実習病院（施設）の看護師の指示のもと患者の安全を確保し、次の対応をとることとする。

- ① 各実習病院（施設）の指導教員は火災などの状況について情報を把握する。
- ② 各実習病院（施設）は、把握した情報を対策本部長または副本部長へ連絡し、災害後の対応について判断を仰ぐ。
- ③ 学科長または、副学校長と連絡が取れない場合は、実習病院（施設）の看護師と相談し、実習中止を申し出、道路状況と公共交通機関の状況を注意しながら、指導教員及び、学生とも安全に留意しながら、各自帰宅する。
- ④ 各実習病院（施設）の指導教員が不在の場合は、学生の責任者は教員と連絡を取り、現状を報告し、指示を仰ぐ。連絡が取れない場合は、上記判断基準を参考に、実習病院（施設）の看護師の指示に従って対応することとする。

（5）災害後の実習について

災害後の実習については、副本部長が対策本部長と災害後の実習継続及び機関の変更など相談し、実習病院長・看護部長と協議し、決定するものとする。

2) その他

災害時に備え、待機する場合に必要である以下の災害時非常用備品を校内倉庫に装備するものとする。

- (1) ペットボトル・・・500ml/一人 ←500ml 240本、2000ml 4本（現状）
- (2) 非常食・・・ ←非常食 250食（現状）
- (3) 非常用ラジオ及びライト（形態充電可能なもの） ←（携帯充電が可能なもの）

8. 暴力

1) 学生理解

- (1) 教職員は、日頃から学生について多面的に情報を得て理解に努める。
- (2) 相談体制・定期的面接の充実を図る。
- (3) 学生生活アンケートの実施から客観的に学生情報を分析し理解する。
（自己点検・自己評価委員会作成の学生生活アンケートを1回/年実施している）

2) 教職員の共通理解

- (1) 学生の生活環境や学校生活での言動の変化、容姿の乱れなどを見逃さず、情報を共有し適切な支援をする。
- (2) 突発的に発生する暴力行為について、全職員が対応方法について共通理解をして行動できるようにしておく。
- (3) 他の人権を脅かす暴力行為は許されないことを、学生生活全体を通して日常的（折に触れて）に指導する。
- (4) 学生同士の人間関係作りを支援する取り組み
 - ①人間関係作りの場を意図的・継続的に設定する（授業内容や教科外活動）
 - ②学生に、自己理解・他社理解の大切さを継続的に伝える。

3) 発生時の対応

フローシート参照

発生時の連絡方法参照

4) 発生時以降の対応ポイント（発生直後の迅速な組織的対応・事後の措置）

- (1) 暴力行為の発生を周知する。（フローシート・発生時の連絡方法）
- (2) 加害学生・被害学生、もしくは教職員の迅速な対応を行う。
 - ・けがの状況や、発生時の原因等を正確に情報
 - ・けがの状況によっては、救急車の手配、警察等への通報

- ・ 保護者への連絡（必要時）・他の学生への対応を丁寧に行う。
- (3) 加害学生の気持ちは共感的に聞き取るが、暴力行為に対しては毅然とした態度で対応する。
- (4) 被害学生の気持ちを傾聴し、学校生活に支障をきたさないように支援する。
- (5) 加害学生・被害学生の保護者に、現状説明と指導方針の理解を求めるとともに、保護者の考えを十分に聞き取る。
- (6) 今後の対応を各学科の教員、もしくは全教職員で確認し、学生指導体制を再確認する。

9. 薬物

1) 未然防止のポイント

(1) 学生理解

- ①教職員は、日頃から学生について多面的に情報を得て理解に努める。
- ②相談体制・定期的面接の充実を図る。
- ③学生生活アンケートの実施から客観的に学生情報を分析し理解する。

(2) 教職員の共通理解

- ①学生の生活環境や学校生活での言動の変化、容姿の乱れなどを見逃さず、情報を共有し適切な支援をする。
- ②薬物発見及び薬物乱用について、全職員が対応方法について共通理解をして行動できる。
- ③薬物使用の危険性については、学生生活全体を通して日常的（折に触れて）に指導する。

(3) 学生同士の間関係作りを支援する取り組み

- ①人間関係作りの場を意図的・継続的に設定する（授業内容や教科外活動）
- ②学生に、自己理解・他社理解の大切さを継続的に伝える。

(4) 発生時の対応

フローシート参照

発生時の連絡方法参照

2) 発生時以降の対応ポイント

- (1) 発生を周知する。（フローシート・発生時の連絡方法）
- (2) 直ちに管理職（学校長・副学校長）に報告し管理職は警察に通報する。
- (3) 薬物らしきものの取り扱いについては、手を触れずそのままにしておく。
やむを得ず動かす場合は、警察の指示を受け、学生が触れることのない場所に移動させる。その際、直接手を触れないように注意する。移動後は、有機物質の拡散を防止するために、透明なビニール袋等に入れて複数の目で監視し、警察の到着を待つ。到着次第引き渡す。
- (4) 発見者・発見状況（写真撮影等）・通報時刻等の情報をできるだけ詳細に記録する。
- (5) 警察到着後は、警察の指示に従い、必要に応じて関係機関と連絡をとる。

- (6) 学生や保護者の不安が予想されるような場合は、保護者あてに文書を作成し配布するなどの対応を協議し、速やかに実施する。
- (7) 他の学生の気持ちを傾聴し、学校生活に支障をきたさないように支援する。
- (8) できるだけ速やかに全学生に対して、改めて薬物乱用防止のための指導を徹底する。
- (9) 今後の対応を各学科の教員、もしくは全教職員で確認し、学生指導体制を再確認する。

薬物乱用

1. 学校内で薬物あるいは薬物らしいものを発見時の対応フローチャート

状況及び対応	教職員・学生等がとるべき行動		
	管理職	教職員	学生
薬物(らしきもの)発見		<ul style="list-style-type: none"> ・教員が発見した場合は、学生を個室に収容し、移動しないよう指導の上、直ちに管理職に報告する。 	
警察通報 事実確認	<ul style="list-style-type: none"> ・警察に通報する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学生から報告があった場合は、複数の教員で確認し、1名の教員は管理者に報告する。(通報した学生の不安を取り除くように関わる) 	<ul style="list-style-type: none"> ・発見した学生や他の学生に対して不安等を与えないように留意する。
方針決定	<ul style="list-style-type: none"> ・警察に引き渡す。 ・保護者に連絡する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学生からは、発見時の状況を聴取する。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時教員会議を開催し、情報共有する。 学生や保護者の不安等が予想されるような場合は、保護者宛の文書作成の検討をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現場保存するが、やむを得ない場合は、警察の指示を受け移動させる。その際取り扱いに留意する。 ・できるだけ速やかに学生に対して、薬物乱用防止のための指導を実施する。 	

2. 学校内で薬物乱用者および薬物乱用の疑いのある者を発見した場合の対応

状況及び対応	教職員・学生の動き		
	管理職	教職員	学生
(初期対応) 薬物乱用者等の発見 (二次対応)	<ul style="list-style-type: none"> ・状況により救急車の要請をする。(救急車はサイレンなしで) ・警察に通報する。 ・事実確認 ・事実認定 ・臨時教員会議を開催し、情報共有する。 学生や保護者の不安等が予想されるような場合は、保護者宛の文書作成や全校集会を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教員が発見した場合は、直ちに他の教員の応援を依頼し複数で対応する。 ・学生から報告があった場合は、複数の教員対応する。 ・管理者に報告する。 ・乱用学生の保護 ・物的証拠の確保 ・学生からは、発見時の状況を聴取する。 ・保護者に連絡 ・できるだけ速やかに学生に対して、薬物乱用防止のための指導を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の人権およびプライバシーに十分配慮する。 ・発見した学生や他の学生に対して不安等を与えないように留意する。

1) 初期対応

【留意点】

- ①他の学生と隔離する。
- ②状況により救急車を要請する。(救急車はサイレンなしで)
- ③意識がない場合は、吐物による窒息に注意する。
- ④安易に動かさない。本人が動ける場合は別室に入れる。

2) 二次対応

【留意点】

- ①本人・保護者に方針を伝える。
- ②関係機関と連携し、立ち直りの支援をする。
- ③人権保護に努める。
- ④全校集会の計画を進める。

10. 感染症

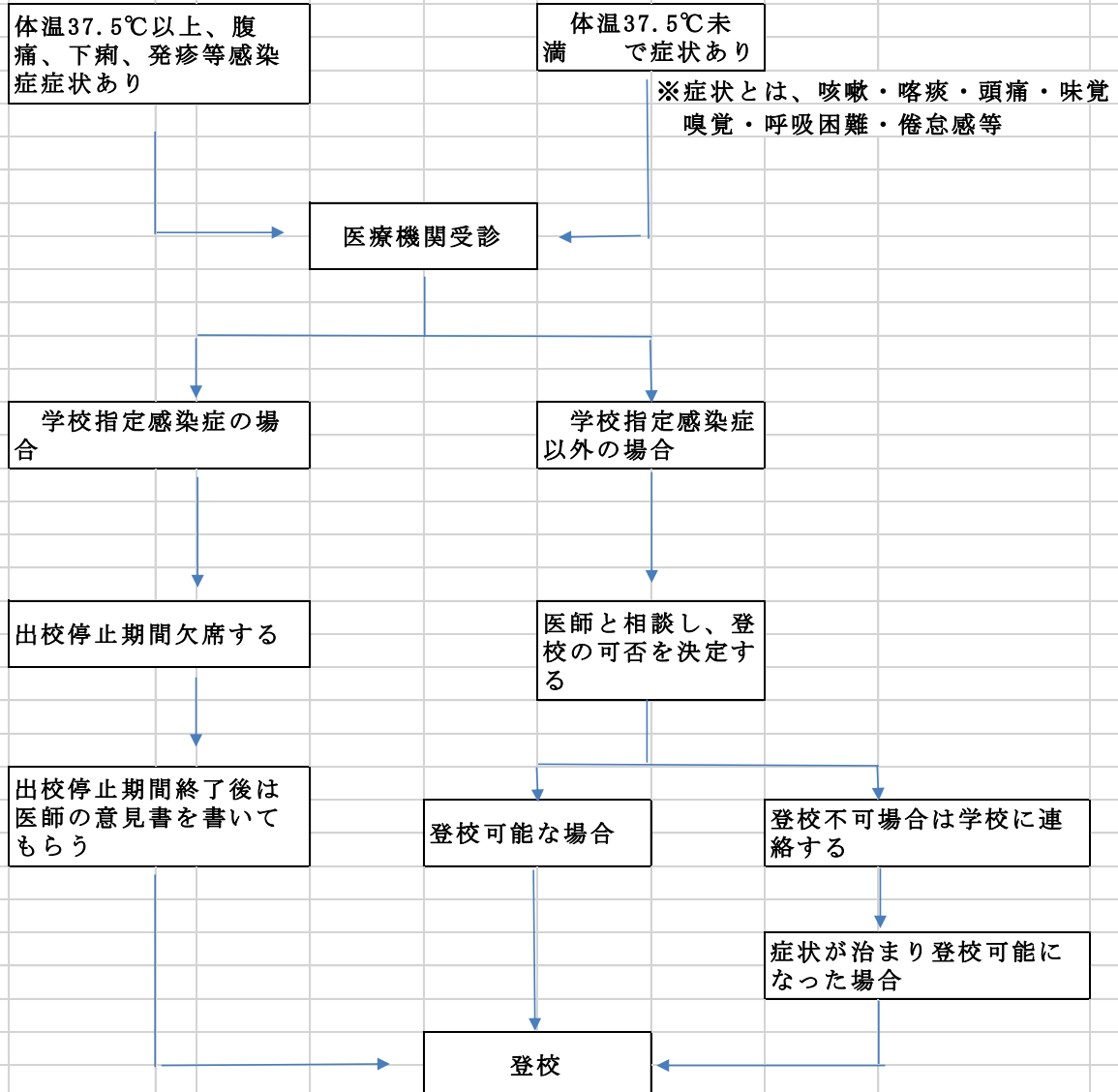
1) 学内登校の場合

(1) 未然防止のポイント

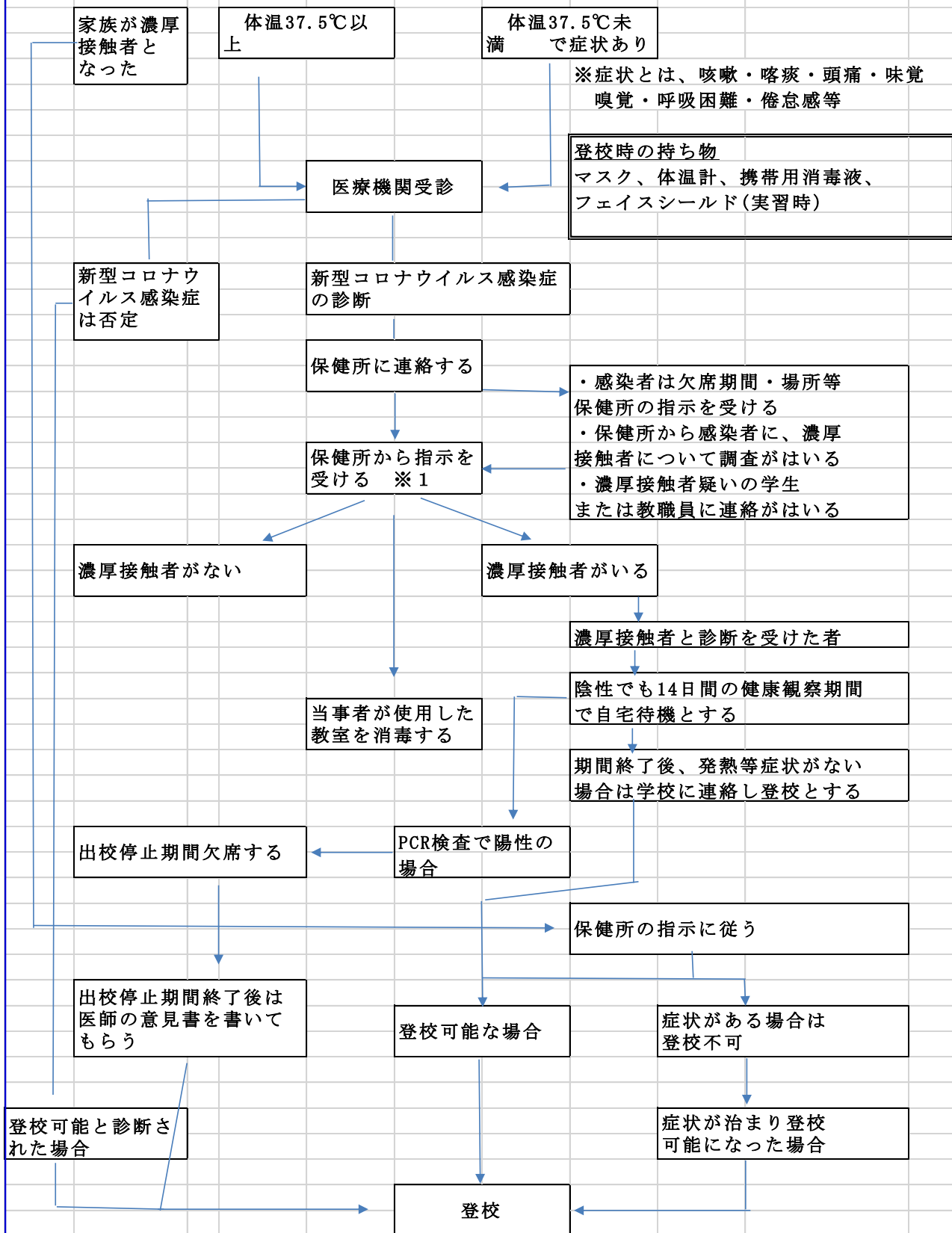
① 学生の健康観察

- ・教職員は、日頃から学生の健康観察につとめる。
- ・登校時にサーマルカメラによる検温実施を徹底する。

・感染予防対策フローチャート



・新型コロナウイルス感染症予防および罹患に関するフローチャート



(2) 教職員の健康管理

- ・ 教職員は、自身が発病すると集団感染させる可能性が高いことを自覚し毎年の定期健康診断を必ず受診する。
- ・ 有症状時には早期に受診し、その結果を学校に報告する。

(3) 家庭での規則正しい生活を実践させること、咳 や微熱が継続する場合は必ず受診すること等、学生に対する保健指導を徹底する。

(4) 情報収集・緊急対応時の体制の整備

- ① 日頃から、感染症情報収集システムを活用するなどして、域内や近隣市町村の感染症の発生状況の情報収集に努める。
- ② 患者発生等の情報について、対外的な連絡窓口を一本化する。
- ③ 保護者に対し、学生が感染性の疾患にかかったと判明した場合には早急に学校に連絡することを徹底する。

2 発生時以降の対応のポイント

(1) 状況把握とその対応

- ① 感染症により、必要時には保健所等に連絡し、学生の人権に十分配慮して今後の措置に万全を期する。
- ② 他の二次感染者検索のため、健康観察や教職員間の情報交換により学生および教職員の健康状況を把握する。
- ③ 罹患学生の交友関係、学校活動等の調査を行う。
- ④ 接触者の情報を把握する。

(2) 処置、報告等

- ① 保健所の指導を得て、翌日以降の学校運営上の措置、健康診断、出席停止等事後措置の計画を立てる。
- ② 保健所行う検査や調査（接触者の特定、リストの作成等）に協力する。
- ③ 情報の共有化を図り、職員の役割分担を明確にし、的確な対応を図る。（外部からの問い合わせへの対応、対応の記録、学生の健康状況の把握及び教育委員会等への報告等を行う。）
- ④保健所、報道機関には窓口を一本化し、校長又は教頭が責任をもって対応できる体制をとる。
- ⑥ 集団感染が確認されるなどの状況によっては、保健所及と連携をとりながら対応する。

(3) 学生、保護者への連絡等

- ① 保健所が実施する調査や接触者健康診断に協力要請する。
- ② 保護者からの相談（保健所の照会）への対応をする。
- ③ 必要に応じて、学生への説明を実施する。
- ④ 個人情報に配慮し、個人のプライバシーが損なわれないようにする。

～新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営について～

1 基本的考え方

(1) 新型コロナウイルス感染症については長期的な対応が求められることが見込まれるが、こうした中でも持続的に学生の教育を受ける権利を保障していくため、学校における感染およびその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続していく必要がある。

2. 学校における感染症対策の考え方

学校においては、マスク着用、手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い「3つの密(密閉・密集・密接)」を徹底的に避ける、身体的距離を確保するといった感染症対策を徹底することが必要である。

学校における新型コロナウイルス感染症への対応を検討する上では、新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言等を踏まえ、以下のような感染状況の段階に応じて行う。

① 特措法第 32 条第1項に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言(以下「緊急事態宣言」という。)の対象となっている都道府県に相当する感染状況である地域

② 感染の拡大に注意を要する地域や、感染経路が不明な感染者が一定程度存在していたことなどにより当面の間注意を要する地域

③ 感染が一定程度収束し、感染拡大が見られない地域

3 感染者等が発生した場合や等の学生等に関する対応

(1) 衛生主管部局との連携

学生及び教職員の感染が判明した場合又は学生及び教職員が感染者、濃厚接触者に特定された場合には、衛生主管部局と連携し、感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等のための調査に協力する。

(2) 出席停止等の取扱い

①出席停止の措置を取るべき場合

学生の感染が判明した場合又は学生が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)第 19 条の規定に基づく出席停止の措置を取る。

・新型コロナウイルス感染症への対応として、学生に発熱等の風邪の症状がみられるときにも、同条に基づく出席停止の措置を取る。

・感染がまん延している地域(2の①や②の感染状況の段階である地域)においては、同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられるときにも、出席停止の措置を取る。

・出席停止の指示等を行った場合においては、学生が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、必要な措置を講じること等にも配慮する

②個別の学生への対応

・感染が判明した学生は、治癒するまで出席停止とする。

・濃厚接触者に特定された学生は、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間の出席停止とする。

(3) 医療的ケアを必要とする学生や基礎疾患等がある学生

医療的ケアを必要とする学生や基礎疾患等がある学生については、主治医の見解を保護者に確認の上、登校の判断をする。登校すべきでない判断した場合の出欠の扱いについては、「非常変災又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができる。また、指導要録上も「欠席日数」とはせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

4 臨時休業の実施の考え方

(1) 学生や教職員の感染が確認された場合

学生や教職員の感染が確認された場合、直ちに臨時休業を行うのではなく、感染者の学校内での活動状況を踏まえ、保健所に臨時休業の実施の必要性について相談する。学校においては、学校長が感染者及び濃厚接触者を出席停止とする(教職員の場合には出勤させない扱いとする)が、これにとどまらず、学校の全部または一部の臨時休業を行う必要があるかどうかについては、設置者が、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえて判断する。学校内で感染が広がっている可能性が高い場合などには、その感染が広がっているおそれの範囲に応じて、保健所等と相談の上、クラスや学年単位など必要な範囲にとどめる。

(2) 地域の感染状況を踏まえた対応

①学校教育活動の継続

地域の感染状況に応じて、まずは例えばマスクを 着用しないで行う感染リスクの高い活動を一時的に制限するなど、学生の発達段階に合わせた柔軟な対応を検討する。地域の社会経済活動全体の停止や制限に併せて学校の臨時休業を検討する場合は、時差登校や分散登校、オンライン学習等の可能性を積極的に取り入れ学びの継続に取り組む。

②緊急事態宣言の対象区域に属すると特定された地域等

緊急事態宣言が出された場合において、特措法第 45 条第2項に基づき都道府県知事より学校の施設の使用の制限又は停止等の要請を行ったり、同法第 24 条第74 項や第 36 条第6項等に基づき、都道府県知事や市町村長が教育委員会に対し、必要な措置を講ずることの要請を行ったりする場合がある。いずれの場合であっても、学校の設置者は、学生の生活圏におけるまん延状況を把握し、学生の学びの保障も考慮しつつ、①も踏まえ、首長と十分相談を行い、臨時休業の必要性について判断する。

③学生の心身の状況の把握

学校の全部を休業とする場合、担任等を中心として、電話等を通じ、臨時休業に伴い自宅で過ごす学生及びその保護者との連絡を密にし、臨時休業期間中において必ず定期的に学生の心身の健康状態を把握する。その際、保護者 だけではなく、学生本人とも直接電話等で会話するなどして、学生の状況を的確に把握する。また、様々な悩みやストレス等に関し、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援(学生の発達段階等に応じて電話による相談を含む。)を行うとともに、相談窓口(「24 時間子供 SOS ダイヤル」や各自治体において開設している相談窓口等)を適宜周知したり、設置したりするなど、学生の心のケア等に配慮する。

5 学習指導等

(1) 学習指導

やむを得ず学校に登校できない学生への学習指導等臨時休業や出席停止等により、やむを得ず学校に登校できないことに対しては、学習に著しい遅れが生じることのないようにするとともに、規則正しい生活習慣を維持し、学校と学生との関係を継続することが重要である。このため、感染の状況に応じて、地域や学校、学生の実情等を踏まえながら、学校において必要な措置を講じる。特に、一定の期間学生がやむを得ず学校に登校できない場合などには、ズームを活用するなどして、指導計画等を踏まえた教師による学習指導と学習把握を行う。学習指導を行う際には、感染の状況に応じて、地域や学校、学生の実情等を踏まえながら、教科書と併用できる教材等(例えばデジタル又はアナログの教材、オンデマンド動画、テレビ放送等)を組み合わせたり、ICT 環境を活用したりして指導する。また、登校日の設定や電話、電子メールの活用等を通じて学習の状況や成果をきめ細かく把握する。

6 その他

(1) 教職員の勤務

教職員本人が罹患した場合には病気休暇等を取得させることや、発熱等の風邪症状により勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には特別休暇等を取得させること、教職員が濃厚接触者であるなど当該教職員が出勤することにより感染症が蔓延する恐れがある場合には在宅勤務や職務専念義務の免除により学校へ出勤させないようにすることなど、各地方公共団体の条例等にとり教職員の勤務について引き続き適切な取扱いを行う。また、教職員が学校へ出勤しない場合においては、在宅勤務や職務専念義務の免除等の措置の趣旨を踏まえる。また、週休日である土曜日に登校日を設けたり授業を行ったりする場合には、教職員の勤務日及び勤務時間について、各地方公共団体の条例等にとり、適切に振替を行う。なお、学校の全部又は一部を休業する場合においては、教職員において、在宅勤務や時差出勤のほか、管理職を含む学校の教職員がローテーションで出勤するなどの自身の健康にも配慮する勤務形態の工夫を可能な範囲で行い学生の学習指導や心のケア等を家庭任せにすることなく、必要な業務を確実に継続する。併せて、学校現場で感染症対策や心のケア等を最前線で支える教職員の精神面の負担に対し、学校の管理職や設置者等は、教職員のメンタルヘルスにも十分配慮する。

(2) 感染者等に対する偏見や差別への対応

感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者や社会機能の維持に当たる方とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、このような偏見や差別が生じないようにする。